

## 平成26年 第3回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、商店街、駅周辺、公園、公民館等への街頭防犯カメラの計画的な増設について伺います。平成15年第4回定例会で、街頭防犯カメラを備えた街路灯の設置の必要性を訴えました。平成22年第1回定例会では、公園への街頭防犯カメラの設置を提案しました。平成16年第2回定例会以降、小中学校への防犯カメラ等の防犯機器の設置を繰り返し訴えました。平成18年度には、小中学校への防犯カメラとモニターつきオートロックが設置され、2月からは市内11カ所に街頭防犯カメラが順次設置されていると聞いております。

(1)、本市において、ひったくりや窃盗等の犯罪が発生している場所や時間帯等について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 多摩中央警察署に確認したところ、平成26年1月から7月までの間、ひったくりや窃盗などにつきましては、犯罪認知件数に差はあるものの、市内の全域で発生している状態でございます。また、発生の時間帯につきましては、さまざまな犯行の手口があることから、どの時間帯に発生するかは一概に言えないとのことでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市内における犯罪認知件数の増減の傾向について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 犯罪認知件数の全体的な傾向といたしましては、平成17年から平成24年まで、毎年連続して減少していたところでございますが、平成25年には若干増加をしております。また、平成25年と平成26年につきましては、1月から7月までの犯罪別の認知件数を比較いたしますと、振り込め詐欺・自転車等器物損壊については増加しており、侵入窃盗・自動車盗・オートバイ盗については減少しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、本市において夜間の迷惑行為が発生している場所や時間帯等について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 本市において夜間の迷惑行為が発生している場所は、矢野口のみうりV通りで、バイクによる騒音や、若者が騒いだりするなどの迷惑行為を把握しております。時間帯につきましては、深夜を含む夜間に発生している状況でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） バイクの騒音や、若者が集まって騒ぐこと等による迷惑行為に対する本市と警察の具体的な対応と、その効果の認識について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 矢野口のみみうりV通りにつきましては、交通管理者である多摩中央警察署において、昨年5月3日から5月31日、本年4月26日から5月25日のそれぞれ約1カ月間、夜間通行どめを行っております。また、市では、暴走行為の抑止やスピード超過による事故の防止を目的として、ハンプや立て看板を設置し、対応を図ってきたところでございます。効果につきましては、通行どめ期間中の交通関連の110番通報の件数が減少したことを確認しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、本市における犯罪や迷惑行為の予防・抑止対策について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 本市における犯罪や迷惑行為の予防・抑止対策につきましては、平成26年1月から8月までで青パトによる防犯パトロールを209回実施しております。また、メール配信サービスを活用し、不審者情報や振り込め詐欺の注意喚起、ひったくり等の犯罪情報等を45件配信しております。7月16日には、稲城市安全安心まちづくり推進協議会が主催して、市内一斉防犯パトロールを実施いたしました。さらに、防犯灯のLED化や、放置自転車と放置バイクの撤去により、犯罪の予防・抑止に努めております。

○ 17番（大久保もりひさ君） その効果の認識について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 青パトによる巡回やメール配信サービスの活用、市内一斉防犯パトロールなど、関係機関や市民の皆様の御協力をいただき、平成16年には1,277件あった犯罪認知件数が平成25年には596件となっており、市全体として犯罪の発生を抑制できていると認識しており、安全・安心なまちとして評価をいただいているところでございます。また、最近では、振り込め詐欺の被害を防止するために職員がATMの前に立ち振り込みを未然に防いだり、防災行政無線を使用した注意喚起を行い、多摩中央警察署からも大変効果的であったと評価をいただいているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、本市において2月より順次設置されている街頭防犯カメラの目的・運用方法と実施状況等について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 多摩稲城・街頭防犯カメラ設置協議会によって本年2月より順次設置されている街頭防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止や迅速な事件解決を目的として設置されております。また、設置台数は当初の予定より1台ふえて12台が設置される予定となっており、多摩稲城・街頭防犯カメラ管理運営規程に基づき、適切に運用されております。なお、8月末現在で9台が稼働しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成15年度、警察庁では、学校や通学中の子供を犯罪から守るため、防犯対策として、全国でモデル学区を選んで緊急通報装置と防犯カ

メラを備えた街路灯を設置しましたので、私は平成15年第4回市議会定例会において、本市が要望し続けている大型交番の建設や警察官の増員が進まない状況の中で、交番や警察官の活動を補完する意味の緊急防犯対策として、通学路や犯罪者・不審者発生場所を中心に、スーパー防犯灯や子ども緊急通報装置のように防犯カメラを備えた街路灯の設置を警視庁多摩中央警察署に強く要請すべきであると訴えました。あれから11年目にしてやっと一步を踏み出したわけですが、犯罪の抑止の意味で、街頭防犯カメラの運用状況を公表すべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 街頭防犯カメラの管理・運営等につきましては、管理運営規程の定めにより、設置協議会の委員長が管理運営責任者となっており、苦情への対応、プライバシーの保護、記録の利用は犯罪捜査に限定するなどが規定されております。また、運用管理状況は年1回の設置協議会総会で報告されることが定められていることから、厳格に運営されているものと認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、子供や高齢者、障害者、女性などの弱者を犯罪から守り、夜間の迷惑行為等を防止するために、警視庁と連携して、商店街、駅周辺、公園、公民館等に街頭防犯カメラを計画的に増設すべきだと考えます。市の見解を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 犯罪の抑止や、犯罪が発生したときの証拠としての街頭防犯カメラの有用性は認識しております。現在、多摩稲城・街頭防犯カメラ設置協議会によって、本年2月より市内に街頭防犯カメラが順次設置されているところでございます。増設につきましては、今般設置された街頭防犯カメラの効果等の検証を含め、今後とも多摩稲城・街頭防犯カメラ設置協議会と連携していく中で検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 日野市の高幡不動参道商店会では、国の商店街まちづくり事業補助金を活用して、南北の入り口に防犯カメラを設置し、昨年9月より使用を開始しました。茨城県牛久市では、現在、市内18の公園に100台の防犯カメラを新設する計画が進められています。8月の豪雨により激甚災害を受けた広島市安佐南区では、閉館時間を過ぎると、若者が入り口付近に集まり、夜遅くまで大声を出すことや、たばこの吸い殻を捨てるなどの迷惑行為が頻発していました古市公民館の入り口付近に、今年度防犯カメラが設置されました。

広島市の土砂災害で多くのとうとい命が失われました。心より哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、一日も早い御復興をお祈り申し上げます。

また、町田市では、本年8月29日に開会した市議会に、小学校通学路防犯カメラの整備事業の補正予算が出されました。本年度は、モデル校1校を選定し、5台を目安として整備する予定であり、平成30年度までの5カ年で市立小学校の全42校の通学路に街頭防犯カメラを整備する計画であると伺いました。そして、駅周辺に街頭防犯カ

メラを設置している自治体が数多くあることは御存じのとおりであります。

さて、本市の街頭防犯カメラの設置目的が犯罪の抑止と迅速な事件解決であるとの御答弁でございましたので、本市内において犯罪抑止効果が高い場所を、専門家の知恵をかりて科学的に評価した上で、優先順位を明確にして、計画的に増設するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 街頭防犯カメラの設置場所につきましては、警察からの助言等を踏まえて、犯罪抑止と迅速な事件解決のために、多摩稲城・街頭防犯カメラ設置協議会において適切な場所を選定し、設置されたものと認識しております。このため、今後につきましても、同協議会と連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号2、被災地との交流や学校と地域の連携による防災教育・防災訓練等について伺います。

(1)、小中学校における防災教育の現状について。①、防災自助パックや地域防災マップづくり等、防災教育の授業の現状について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 子ども防災自助パックにつきましては、稲城市立小中学校の全てにおいて、防災教育の一環として、学級活動の時間などを活用し、取り組んでおります。また、地域防災マップづくりにつきましては、現在取り組んでいる学校はありませんが、地域について学習したり、登下校について安全指導を行ったりする中で、子供たちには防災の視点からの地域情報を知らせております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 東京都教育委員会では、大地震によって建物の倒壊や火災などが起こった場合を想定して、通学路や近所の危険箇所を記入した地域防災マップを作成し、安全な避難経路を確認することを推奨していますが、なぜ取り組んでおられないのでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 地域防災マップは、東京都教育委員会が発行している防災教育補助教材「3.11を忘れない」の中に防災教育の学習プログラムの一つとして紹介されております。「3.11を忘れない」は、各学校が児童・生徒や地域の実態や必要に応じて内容を選択しながら活用するとされているものですので、地域防災マップにつきましても、各学校が取り組む選択肢の一つと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、校内の避難訓練の現状について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城市立小中学校の全17校におきまして、夏季休業日中に当たる8月を除く毎月1回、合計年間11回の避難訓練を実施しております。さらに、それぞれの避難訓練には、保護者との連携による児童の引き渡し訓練、児童・生徒の集団下校訓練、地域と連携した防災訓練等を含め、さまざまな形態の実

施を工夫しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 校内の避難訓練の際に実施された小中学校と地域が連携した防災訓練について、具体的な学校名と実施内容や効果などを伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 避難訓練の一環としての地域と連携した防災訓練の実施につきましては、稲城第三中学校・稲城第四中学校・稲城第五中学校で具体例がございます。まず、稲城第三中学校では、集団下校訓練の際、地域の方が生徒を誘導または生徒とともに下校してくださっています。次に稲城第四中学校では、昨年度避難訓練実施の際、地域自治会代表の方々に御参加いただきました。また、稲城第五中学校では、土曜授業の際に地域と連携した防災訓練を実施しております。これらの取り組みの効果といたしましては、災害時を想定した中での生徒・教職員と地域の方々との連携が一層図られたこと、生徒が避難所設営体験を行うことにより、自分自身が共助の担い手となる自覚につながったことが挙げられます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、教職員・児童・生徒の地域防災訓練への参加の現状について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城市立小中学校は、地域防災訓練や防災キャンプ等の行事、また防災に関する会議等、防災に関する取り組みに積極的に参加するよう努めております。教職員につきましては、全ての学校において管理職を中心に可能な限り参加させていただいております。また、児童・生徒につきましては、教職員の引率または保護者とともに直接参加するなどの方法により、各地域の防災訓練等に参加しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成25年度における教職員・児童・生徒の地域防災訓練への参加率について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 教職員の参加率につきましては、土日の開催でもあるため、学校によりますが、おおむね全教職員の10%~25%でございます。また、児童・生徒の参加率につきましては、学校を通じた参加でないことが多いことから、正確な数の把握はできておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、教職員・児童・生徒のAEDの使用方法や救命講習の受講の現状について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 本市におきましては、教職員及び児童・生徒を対象としたAED使用方法を含めた救命講習を次のように実施しております。まず、教職員に対しましては、消防署と連携した講習会を毎年8月に実施しております。また、毎年、水泳指導に入る前には、小学校の全11校におきまして全教職員が受講し

ております。次に、児童・生徒につきましては、中学校の全6校におきまして第2学年生徒または第3学年生徒の全員が受講しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 8月の教職員を対象とした救命講習会の参加者数について伺います。

また、東京消防庁では、小学5年生以上を対象として、応急手当を勉強できる救命入門コースを実施していますが、本市においては、なぜ小学生を対象にした救命入門講習を実施していないのでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） まず、救命講習会への参加につきましては、平成25年度は8名、平成26年度は3名でございました。小学生の防災教育につきましては、今までは自助を中心に指導しながら、学校によっては「3.11を忘れない」の活用等により、AED使用方法等、共助の指導につきましても実践し、研究してきました。今後、消防署とも連携し、救命入門コースを参考に、小学生高学年以上の児童にも重大事故発生時に必要な技能の育成を図るよう検討しながら充実を図ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、小中学校における防災教育の課題について。  
①、防災自助パックや地域防災マップづくり等、防災教育の授業の課題について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 子ども防災自助パックにつきましては、児童・生徒の防災や自助の意識を高めるとともに、災害時に備えるための学習として成果を上げつつありますので、現在のところ、特に課題はございません。また、地域防災マップ等、災害時に活用できる地域情報収集の取り組みにつきましては、今後さまざまな方法を検討し、実践に生かしていく必要があると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、防災教育に取り組む中で、児童・生徒や教職員が地域に出て地域住民と交流し、信頼関係を築くことにより、正確な地域情報を収集することが可能になり、実践に生かされるのではないかと考えます。地域防災マップづくりに取り組むことは、児童・生徒や教職員が地域住民と深く交流することにつながる利点があると考えます。むしろ、地域住民との交流を目的として、全ての小中学校で取り組むべきであるとも考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 地域防災マップづくりは、精度の高い作成と専門性ある指導が求められると認識しており、全校の現実的な実施には今後の研究が必要と考えております。しかし、児童・生徒が災害発生時を想定した通学路や近所の危険箇所を把握し、また地域の方々と日ごろからの関係を深めることは、非常に大切なことと認識しております。今後、地域防災マップづくりを一つのヒントとして、効果的な学習プログラムについて研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、校内の避難訓練の課題について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 学校における避難訓練につきましては、現在、さまざまな状況の想定による訓練実施や地域との連携を図っております。今後は、児童・生徒にどんな災害にも対応できる力をつけさせるよう、災害の種類や災害発生の時刻・天候等について、さらにさまざまな状況を想定し、工夫することが必要と考えております。また、地域と連携した避難訓練についても一層充実させることが必要と考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 地域と連携した避難訓練を一層充実させることが必要との御答弁でしたが、災害発生時のあらゆる場面を想定して、児童・生徒一人一人の行動を具体的にシミュレーションした上で、地域と連携した避難訓練を全ての小中学校において実施するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 児童・生徒の安全な下校や円滑な避難所運営等のため、学校の避難訓練を地域と連携し実施することは望ましいと考えます。地域の方に入っていくには地域団体及び各自主防災組織と学校との相談が必要ですが、今後、既に実施している事例を参考に、各学校に地域と連携した避難訓練の実施について提案してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、教職員・児童・生徒の地域防災訓練への参加の課題について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 地域防災訓練への参加や地域と連携した防災訓練は、児童・生徒の地域の一員としての防災意識を向上させておりますが、参加率を一層伸ばすことが今後の課題と認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 地域防災訓練への参加率を上げるためには、防災教育の中で、自助の視点から児童・生徒全員の参加を教師が訴えることと、全ての教職員が参加することと、参加した教職員を出勤扱いとする必要があると考えます。その上で学校だよりや学級だよりで保護者へも参加を促せば、参加率が上がるのではないのでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 児童・生徒が積極的に地域の諸行事や地域防災訓練に参加することは、災害時を想定した適切な判断力や実践力の育成及び自助・共助の意識を高めるため、効果のあるものと認識しております。学校も、掲示物や教員の呼びかけなどにより、児童・生徒の参加を少しでもふやすよう協力しております。土日は基本として家庭や地域で過ごす日でありますことから、学校から指示はできませんが、今後も積極的な参加をするよう広く呼びかけてまいります。また、教職員につきましても、土日であること、中には部活動の指導等が入っている教員もい

ることから、強制はできないものと考えておりますが、地域防災訓練に積極的に参加することは意義のあることですので、今後も参加率を上げるよう、校長を通し、促してまいります。なお、教職員の出勤扱いにつきましては、制度上不可能でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市の地域防災訓練が学校休業日に開催されていることから、教職員の出勤扱いにはできないことは存じ上げております。自主防災組織等と連携して、土曜日の学校公開の午後にその学校内で地域防災訓練を実施すれば、教職員は出勤扱いで参加できると考えます。全ての教職員が出勤扱いで地域防災訓練に参加できるように、防災の関連部署と市教育委員会が連携して検討するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 土曜授業と地域防災訓練とのタイアップは、防災に関する学校と地域の連携を深めるために効果的であると考えますが、実現するには、実施時期や実施内容について、学校と地域団体及び各自主防災組織等との相談や調整が必要でございます。このような課題があることを踏まえた上で、既に実施している事例を参考に、今後学校が地域と連携する一つの方法として研究してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、教職員・児童・生徒のAEDの使用方法や救命講習の受講の課題について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 教職員につきましては、さきにお答えしましたように、機会を捉え受講しておりますので、ある程度は行き渡っていると考えております。今後も引き続き、多くの教職員が受講するよう努めてまいります。また、児童・生徒につきましては、学校における救命講習会実施が中学校の第2学年または第3学年生徒に限定されており、実践力をつけさせるための継続的な取り組みとなっていないことが課題と考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 小学校の教職員と同様に、中学校の全教職員がAEDを含めた救命講習を受講するべきであると考えます。御所見を伺います。

また、毎年救命講習会を受けている中学生には、地域防災訓練の中の救命講習会でのアシスタントや防災ボランティアとして活動していただければ、実践力が身につく、災害時の自助・共助に役立つと考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） まず、中学校の教職員につきましては、小学校と異なり、水泳指導は保健体育課の教員及び水泳部顧問教員に限られるという実態がございますが、中学校におきましても、全教職員が重大事故発生時に必要な技能を習得することが望ましいと考えております。今後、各校の研修の一環に組み込むなど、実施方法を検討してまいります。

次に、中学生が地域の防災訓練でアシスタントやボランティアを務めるとの御提案



につきましては、中学生が地域の防災訓練に参加し、しかもその中で役に立つことがあれば、大変意義のあることと考えております。今後、救命講習を受講した中学生が対応可能な範囲をよく精査するとともに、実現に向けては学校と各地域防災訓練の主催団体との相談が必要であることを踏まえ、防災に関し、地域と連携する一つの方法として研究してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、東日本大震災の被災地との交流による防災教育について伺います。一昨年、昨年に続いて、5月21日に福島県相馬市、22日に宮城県女川町を視察して、市民レベルの交流による防災教育の必要性を感じました。①、これまでの岩手県陸前高田市への復興支援ボランティア活動に参加された年月日と、それぞれの市立小中学校の教職員数と市職員数について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 陸前高田市への復興支援ボランティアは、東日本大震災発生後の平成23年から毎年実施し、ことしの実施で4回目となりました。実施年月日は、1回目が平成23年8月3日、2回目が平成24年8月1日、3回目が平成25年8月1日、4回目が平成26年7月30日でございます。教職員の参加者数は、1回目27人、2回目10人、3回目19人、4回目17人でございます。市職員の参加者数は、1回目4人、2回目9人、3回目17人、4回目11人でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市役所前を夜遅く出発して次の日の夜遅く帰宅する弾丸バスツアーの復興支援ボランティアであったと伺いました。参加して下さった教職員・市職員の皆様、本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

②、授業等で、被災地の状況や復興支援ボランティア活動を通しての感想等を児童・生徒に話した市立小中学校の教職員について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 陸前高田市への復興支援ボランティアに参加した教職員は全員、学級活動の時間等を活用し、被災地の状況や体験談、感想等を児童・生徒に伝えております。また、朝礼や全校一斉の避難訓練、学校だよりなどにおいて、全校児童・生徒や保護者などに広く伝えている事例もございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 被災地の状況や体験談、感想などを聞いた児童・生徒や保護者の感想や反応について伺います。また、その効果に対する市の認識を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 陸前高田復興支援ボランティアに参加した教職員の体験談等を聞いた児童・生徒や保護者からは、「被災地の復興の状況がわかった」、また「津波の恐ろしさを再認識した」、「現地の大変さがわかった」、「自分もできることをしたい」などの感想をいただいているとのことでございます。教職員がみずからボランティアに参加することは、児童・生徒に対し、直接の見聞に基づく指導ができるため、防災教育上大変有意義なものと認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、職場やイベント等で、被災地の状況や復興支援ボランティア活動を通しての感想等を話した市職員について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） これまで被災地での支援活動を行ってきた派遣職員につきましては、庁内での報告、市主催講座や、市民団体などの依頼により、文化センターや駒沢女子大学学園祭などにおいて、自然災害の恐ろしさとともに、初動体制のみならず、交錯する情報の整理、また市民、民間企業及びボランティアとの連携の大切さと必要性などを話してまいりました。

○ 17番（大久保もりひさ君） その効果に対する市の認識を伺います。また、とても大切な支援活動ですので、ホームページやツイッター、フェイスブックなどのSNSを活用して、広く公表するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 派遣職員につきましては、被災地での有意義な経験を災害時のみならず公務の場で生かすとともに、その支援活動の公表につきましては、報告的なものや体験談的なものなど、さまざまな方法がございますので、工夫しながら、SNSの活用の中で検討してまいりたいと思っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、7月2日、多摩市立東愛宕中学校と気仙沼市立大谷中学校の3年生との交流授業を参観しました。陸前高田市への復興支援ボランティアを発展させて、相馬市や陸前高田市、女川町など、被災地の小中学校との交流による防災教育を実施するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城市立小中学校におきましては、被災地との交流活動は現在のところ行っておりません。しかし、児童・生徒が自主的に募金活動を行い、被災地に直接届けに行ったり送金したりした事例や、児童・生徒からの励ましのメッセージを被災地へ届けた事例がございます。また、被災地の現状を理解し、防災意識を高める教育については、現在、全ての学校が、さきにも紹介いたしました東京都教育委員会作成の冊子「3.11を忘れない」の活用等により実施しております。現在のところ交流活動の予定はございませんが、今後も被災地の現状を踏まえた防災教育の充実を図ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 気仙沼市立大谷中学校の3年生が修学旅行の一環として多摩市立東愛宕中学校の体育館に来ることで実現した交流授業では、東日本大震災のつらさ、苦しさ、そして3年が過ぎ、風化しつつある現状を踏まえた上での具体的な活動と、復興に力強い決意を伺いました。その中でも、「自分の命を自分で守るためには、防災教育を幼稚園児から行う必要がある」との発言が心に深く刻み込まれました。東日本大震災の体験者の言葉は、自助・共助について、日ごろから考えて取り組む必要性を東愛宕中学校の生徒たちに教えてくれたと思います。

また、宮城県女川町には、多摩川衛生組合に女川町の震災瓦れきを受け入れるに当

たり、平成24年4月に災害廃棄物の事前処理施設を視察して以来2年ぶりに訪問しました。仮設庁舎で説明を受けた後、女川中学校の女川いのちの石碑を見てきました。石碑の中央に「千年後の命を守るために」の文字がまぶしく輝き、左脇には「夢だけは壊せなかった大震災」の一句が刻まれています。碑文は、「これから生まれてくる人たちに、あの悲しみ、あの苦しみを、再びあわせたくない！！」と記した後、「もし、大きな地震が来たら、この石碑よりも上へ逃げてください。逃げない人がいても、無理やりにでも連れ出してください。家に戻ろうとしている人がいれば、絶対に引き止めてください」、そして結びに、「今、女川町はどうなっていますか？ 悲しみに涙を流す人が少しでも減り、笑顔あふれる町になっていることを祈り、そして信じています」と締めくくっています。石碑は、これまでに町内5カ所に完成しています。発案した中学生たちは、卒業後も募金活動を続け、20歳までに町内全21集落の津波到達点に建てる計画であると聞いています。

こんなすごい中学生の話が直接聞くことができれば、大変貴重な防災教育となるのではないのでしょうか。私は、防災教育は机上では限界があると思います。被災地に行って、実際に自分の目で見て、被災者と交流して直接話を聞くことが、一番の防災教育であると考えます。確かに、児童・生徒の交流には多額の費用がかかりますので、大空町との交流のように、代表者でもよいので、直接交流して、被災者の体験を、被災者の思いを市内の全ての小中学生に広く届けていく防災教育を実現するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 児童・生徒の直接交流は、同じ年代同士の考えや思いを交流することができる大変意義のある活動であると考えますが、一方で、相手方の都合や市内の小中学校の教育課程等とも十分な調整が必要でございます。「3.11を忘れない」の見開きには、東京都の児童・生徒に向けた宮城県の小中学生の直筆のメッセージが掲載されており、東日本大震災を身近なものとして捉え、防災の重要性について児童・生徒が考えられるような内容となっております。この教材の活用等、指導方法を工夫し、さまざまな教育活動とあわせながら、被災者の体験・思いから学び取る防災教育の充実を図ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、平成24年度から4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定めて実施している、小中学校における児童・生徒・保護者・地域住民対象の「命」の授業を柱とした防災教育と避難訓練・避難所開設運営訓練・地域防災訓練等との連動の取り組みを8月7日に視察しました。①、本市における防災教育と防災訓練との連携・連動の取り組みの現状について伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 防災教育と防災訓練の連携・連動につきましては、各地区自主防災組織やおやじの会、地域の方と連携した防災訓練や防災キャンプに小中学校の児童・生徒が参加し、災害発生時に地域との連携が行える体制づくりの取り組みが行われております。今後も、この取り組みが市全体に広まりますよう、積極的に働きかけてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本年8月30日、四小おやじの会主催の四中ブロック災害避難宿泊体験学習にお招きいただきましたので、参加させていただきました。今回は、「もし被災して、小中学生たちが地域の人たちと協力して学校に泊まることになったら」と想定した取り組みでしたので、略して「もしとま」と名づけて、稲城市消防本部、稲城市消防団第七分団、青少年育成押立地区委員会、稲城市女性防火クラブ、稲城第四小学校長・副校長、稲城第四中学校副校長等の御協力をいただいて、小中学生の自主的な避難行動、救命救助、避難所開設などの力を養うための防災教育と防災訓練が実施されました。非常に実践的で効果的な取り組みであると思いました。

さて、御答弁は、調布市のように、全教職員・全小中学生・保護者・地域住民を対象とした防災教育を行った後、引き続き避難訓練・避難所開設運営訓練・地域防災訓練等と連携・連動する取り組みは、本市においては実施されていないと解釈してよろしいのでしょうか、伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 全教職員・全小中学生・保護者・地域住民を対象とした防災教育と防災訓練等との連携の取り組みでございますが、学校単位として自主防災組織と連携した防災訓練が行われておりますことから、本市といたしましては、防災教育後に全ての教員・全小中学生等を対象とした訓練等の取り組みについては実施しておりませんが、本年11月9日に予定しております防災訓練は5年に1回の総合防災訓練で、今まで参加したことのない方にも参加していただきたい防災訓練で、関心を持って参加できるような計画を立てております。参加していただけるように、積極的に働きかけてまいります。また、各自主防災組織等でのそういう取り組みについては、消防本部として、できるかぎりの協力をしてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、調布市では今年度、市立全中学校に全生徒分の学年別カラーの防災ヘルメットを導入して避難訓練を行いました。本市の全中学校において、同様の防災ヘルメットを活用した防災教育・避難訓練等を行い、災害時における自助と共助への理解を深めてもらうべきだと考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 稲城市立小中学校につきましては、建物耐震化が完了し、現在、非構造部材の耐震化の取り組みにより、上部から物が落下してこないよう対策を講じているところでございます。したがって、頭部保護のためのヘルメット導入は考えていないところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 非構造部材の耐震化により、頭部保護の視点での防災ヘルメット導入は考えていないとの御答弁でしたが、大地震の際には窓ガラスや蛍光灯などが割れて落下してくることが考えられますので、必要であると私は考えております。また、災害時における自助と共助への理解を深めてもらうことを目的として、防災ヘルメットを活用した防災教育・避難訓練を行うことについて、市の見解を再度伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） まず、中学生の自助のための防災教育につきましては、地震の直後、地震後それぞれの適切な行動のあり方や、日ごろからの意識や準備について指導を積み重ねており、自助の理解を深めるための防災ヘルメット活用は必要ないと考えているところでございます。次に、共助のための防災教育につきましては、未成年である中学生の発達段階から、ヘルメットがなくてもできる共助の指導を基本としてまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、災害時における共助の大いなる担い手としての理解を深めるためと、実践的な避難訓練、消火訓練、搬出・救助訓練等の防災教育には、防災ヘルメットは有効であると考えますが、残念ながら見解の相違でございました。

③、調布市では今年度、都立調布南高校の生徒が小学校の防災訓練にボランティアとして参加しました。本市においても、市内在住の生徒が多数通っている都立若葉総合高校や駒澤学園の生徒に対して、防災教育や防災訓練等への参加を働きかけるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 防災訓練参加への働きかけにつきましては、昨年、平尾地区で実施いたしました稲城市地域防災訓練において、負傷者役ボランティアとして駒澤学園の生徒に医療救護所の設営・運営の訓練に参加いただきました。また、各中学校及び若葉総合高校にも参加依頼を行ったところでございますが、試験中であることや他の行事が重なったことにより、参加いただけませんでした。今後も積極的に防災訓練への参加について働きかけてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 駒澤学園や若葉総合高校の生徒たちは、市内全域に居住されているようですので、市内で実施する防災教育・防災訓練等の全ての情報と、参加目的や生徒たちに求めたい役割等について、学校を通じて案内するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（小泉昭彦君） 駒澤学園及び若葉総合高校、市内中学校等に対する防災ボランティアとしての協力依頼につきましては、ボランティアとして協力をいただくよう情報提供を行いたいと考えております。また、地域で実施されます防災訓練への参加につきましては、自主防災組織からの働きかけがされていると認識しております。さきにお答えしましたとおり、ことし行われる総合防災訓練は、一人でも多くの参加に向けて働きかけて進めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） まずは11月9日の総合防災訓練で積極的に働きかけるという御答弁でございましたので、よろしく願いいたします。

④、災害時に避難所となる全ての市立小中学校において、全ての児童・生徒、全ての教職員と保護者、地域住民が一体となった防災教育と防災訓練等との連携・連動事業に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 御指摘のとおり、児童・生徒、教職員、保護者、地域が一体となった防災教育や防災訓練は必要であると考えます。他部署と検討を重ねながら、よりよい方法を考えてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 教育委員会と関連部署でよりよい方法を検討してくださるということですが、平日の昼間に被災したときは、避難所となる学校に勤務する教職員には、児童・生徒の安全を確保するとともに、地域住民との連携や、避難所開設などの災害発生の初動時における率先垂範の共助の行動が求められますので、児童・生徒、教職員、保護者、地域が一体となった防災教育や防災訓練には全ての児童・生徒と全ての教職員が参加することが必要不可欠であると考えます。児童・生徒、教職員、保護者、地域が一体となった防災教育や防災訓練には全ての児童・生徒と全ての教職員が参加することを大前提として、検討していただきたいと思います。御所見を伺います。

また、災害時には避難所となる小中学校の教職員と児童・生徒の防災関連の取り組みを強力に進めるためには、教育委員会の中に防災担当部署を設置して、日ごろから防災関連部署と連携・協議する仕組みをつくるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 地域の防災訓練につきましては、実施規模や実施内容は各防災訓練の主催者が決定することであること、また土日の実施でありますと、全児童・生徒・教職員の参加を義務づけることはできないことから、全員参加を大前提とすることには困難な現状がございます。現在、各学校におきましては、地域の防災関係行事への可能な限りの参加や、MCA無線機設置場所についての地域との確認等、連携に努めております。各学校には、今後もこのような防災に関する地域との連携を一層工夫するとともに一歩進める努力をするよう、働きかけてまいります。

○ 教育部長（加藤 明君） 後段の御質問でございますが、御提案につきましては、防災において大切な視点であると考えますが、市の防災の取り組みとしましては、本市の規模に応じて、消防本部防災課が中心となって、全庁的に行っているところでございます。なお、教育委員会と防災関連部署との連携につきましては、これまでも必要に応じて行ってまいりましたので、今後も継続してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平日の昼間に発生した東日本大震災では、避難所に指定されている学校の教職員と中学生が初動対応の中心者になったと聞いております。そこで、本市においては、市教育委員会が小中学校の教職員に対して、防災教育や避難訓練等の防災関連の取り組みの実効性を高めるために、地域防災訓練等への参加協力は不可欠であることを訴え続けることや、土曜日の公開授業で防災教育と地域防災訓練を連動させた取り組みの実現への働きかけを行うことが必要であると考えましたので、学校長や副校長、教職員と日常的に接しておられる市教育委員会の組織

強化を提案いたしました。残念ながら見解の相違に終わりました。

次に進みます。項目番号3、質の高い土曜授業の実施と公開について伺います。

7月31日、公明党文部科学部会は文部科学大臣に対して、質の高い義務教育の必要性を提言しました。席上、山本香苗部会長は、時代に応じた教育として、子供の主体的な学習参加を促すアクティブ・ラーニングなどの双方向型授業や課題解決型授業を進めるべきだと訴えました。

(1)、土曜授業のあり方について、市の認識を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 土曜授業につきましては、確かな学力の向上や家庭・地域との連携・協力が一層求められている中、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から実施するものと認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 開かれた学校づくりを進める観点から土曜授業を実施するとの御答弁でしたが、その趣旨に沿った土曜授業の実施と、保護者や地域住民に開かれた学校づくりが進んでいるとお考えでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 各学校の土曜授業に実際に出向き状況を確認しているところでは、保護者や地域の方々に多く御参加いただいております。時には参観者が教室に入り切れず、さらには廊下も身動きがとれないほどでございます。また、参観くださっている方々の多くが熱心に授業をごらんになっています。このような状況から、本市の土曜授業は、開かれた学校づくりを進めるための一定の成果を得ているものと認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、土曜日の学校公開について、市の認識を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 土曜日の授業につきましては、さきにお答えした土曜授業のあり方を踏まえ、確かな学力の向上を図る授業の公開、道徳授業地区公開講座やセーフティー教室など、保護者や地域の方々に参観いただける内容とするよう努めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 土曜日の学校公開は、保護者や地域住民の参観に適した内容とするように努力しているとの御答弁でしたが、保護者や地域住民が学習参加する方向へ進めるべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 参観に適した内容とは、第一に、各学校の特色ある教育活動や学力向上等の工夫が参観者に明確に伝わるような授業であると考えております。その一つとして、保護者や地域住民が学習活動に参加する方法はあると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） （3）、稲城市立小中学校別に、土曜授業の年間日数について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） まず、小学校につきましては、年間8回～12回でございます。次に、中学校につきましては、年間4回～12回でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 学校によって土曜授業の年間日数に大きな違いがある理由を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 土曜授業の実施回数は、各学校が教育課程全体の中の調整により、年間授業時数との関係に配慮しながら設定しております。具体的には、平日に時間割のこま数が少なかったり、特別活動を多く行い、教科の授業時数が少なかったりする場合には、土曜授業を多く設定しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進める観点から、土曜日の学校公開のあり方や年間日数、授業内容などを各学校が学年ごとまたは教科ごとに協議検討して決定していると認識していましたが、御答弁のように、時間割のこま数や授業時数の調整などを優先した考え方で土曜日の授業を組まれているとすれば、土曜授業のあり方としてはいかがなものかと考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 土曜授業につきましては、各学校は、保護者や地域に開かれた学校づくりを進めるという観点を意識し実施しております。一方で、実施回数や日程につきましては、現実としては、学習指導要領に定められた教育課程を適正に実施するための授業時数確保ができるよう、東京都教育委員会から示されました月2回までを上限とするとの留意点も踏まえた上で設定しており、教育委員会はこの点も重視すべきと考えております。今後も、開かれた学校づくりの観点と、学習指導要領の適正な実施及び学力向上の実現ができるよう、土曜授業の設定について学校を指導してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） （4）、稲城市立小中学校別に、土曜公開授業の年間日数について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 土曜授業につきましては、現状では、文部科学省の学校・家庭・地域の連携により土曜日の教育環境を豊かなものにするようにとの方針及び東京都教育委員会からの保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から実施するようとの通知文を踏まえ、公開を旨とするようにしておりますので、さきにお答えいたしました土曜授業の実施日数と同じものでございます。



○ 17番（大久保もりひさ君） 全ての土曜授業を公開しているとの御答弁でしたが、保護者や学校協力者からは、土曜授業を全て公開している学校と、制限している学校があるとの指摘を受けています。保護者や学校協力者等の市民の声と御答弁が食い違っている理由について伺います。

また、保護者や学校協力者からは、土曜授業を公開していない学校や公開日でも時間数を制限している学校の経営姿勢について、開かれた学校づくりに逆行しているのではないかと疑問の声が上がっています。私は、土曜日の学校公開は、保護者や地域住民に対して、学校公開の日時と趣旨、内容などを学校だよりや学級だよりなどで事前に連絡して、来訪して下さった保護者や地域住民等には当日の全ての時間割がわかるようにしてさしあげて、できる限り多くの市民に学校を知っていただき、よりよい学校経営やよりよい学級経営に積極的に連携・協力して下さる保護者や地域住民等の市民をふやすことを目的として実施してこそ、本市教育委員会と学校長が、これが学校公開ですと胸を張れるのではないかと考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 教育委員会は学校に対し、教育課程編成時に、土曜授業は学校公開を旨とするよう指導しておりますが、実態につきましては十分把握し切れていない部分がありました。学校によっては、土曜授業は当然公開しているとの考えから、特別な案内をしなかったということも考えられます。とはいえ、公開するにはそのことを事前に保護者や地域に伝えるべきものでございます。御指摘を真摯に受けとめ、学校を指導してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、土曜授業の質を高める工夫について。①、現状について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 現在、土曜授業につきましては、学校の特色や授業改善の工夫が保護者や地域の方々に御理解いただけるよう、各学校に工夫していただいております。その一方で、児童・生徒が集中できるよう、授業は静かな環境を保つことが大切であり、公開を制限すべきとの御意見もいただいております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 児童・生徒にとって、静かな学習環境は大切であると考えます。私は、学校公開が参観のみであれば、保護者や地域住民は主体者になり得ませんので、私語により騒がしくなる場合があると思いますが、保護者や地域住民に学習参加していただく授業に転換すれば、保護者や地域住民は授業の主体者になりますので、意識が変わり、授業の妨げになる言動は減少して、むしろ強力なサポーターになると考えます。まだまだ数は少ないですが、土曜日の公開授業で保護者や地域住民を学習参加させようと取り組んでおられる教師の授業では、学習参加していない保護者や地域住民は廊下から静かに見守っていますので、児童・生徒が授業に集中できますし、学習参加している保護者や地域住民とともに、頭をフル回転させながらも、楽しく授業に臨んでいる子供たちの心地よい緊張感までもが伝わってきます。また、

中学校においては、学校公開日のほうが多くの人々の目があることから、静かに授業ができた事実があることも申し添えておきます。本市教育委員会におかれましては、静かな学習環境を保つために学校公開を制限するという教師側の発想ではなく、教職員にはない経験や能力を持っておられる保護者や地域住民を学習参加者にすることにより公開授業の主体者に変革するとの逆転の発想をして、学校公開をさらに推進すべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 御指摘のとおり、保護者や地域の方々に土曜授業に参加していただくことは、魅力ある土曜授業や規律ある授業とするための一つの方法ではございます。しかしながら、学校の教育活動を御理解いただくには、通常と同様の授業や学力向上のための工夫が見えるような場面を御参観いただくことがまずは大切であると考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、土曜日を全て公開して、保護者と地域住民に開かれた学校経営に取り組み、アクティブ・ラーニングなどの双方向型授業や課題解決型授業、担任教師と司書教諭・学校図書館活性化推進員のコラボレーションによる探求型授業やビブリオバトル等の子供の主体的な学習参加を促す授業等を実施することにより、努力している教職員と児童・生徒の姿をより多くの市民に見ていただくべきであると考えます。今後の土曜授業の質を高める工夫について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 全ての土曜日を公開することは、児童・生徒の体力的・精神的な負担が過重となるほか、労働基準法上、教職員の所定労働時間を超えてしまうこととなりますので、実施は考えておりません。しかし、学校の教育活動を多くの保護者や地域の方々に御理解いただくことは大切ですので、土曜授業等の機会を捉えて、そのための努力を継続してまいります。それとともに、今後、児童・生徒に土曜日におけるより充実した学習機会を提供するよう、児童・生徒を主体とした土曜授業の質向上に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 「土曜日を全て公開して」云々と通告いたしましたのが、制限している学校がある土曜授業を全て公開してほしいとの意味で記載したつもりでした。通告文の記載ミスにより誤解を与えてしまいましたので、改めて伺います。保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進めることにより、学校・保護者・地域住民の連携・協力を強化する視点から、市内小中学校の土曜授業を全て積極的に完全公開することについての認識を伺います。

また、児童・生徒を主体とした土曜授業の質向上を検討してくださるということですが、具体的にはどのような授業を考えておられるのでしょうか。私は、学校や教員によっては取り組み始めておられるグループディスカッションやグループワーク等による課題解決型授業に加えて、児童・生徒の学習者自身が能動的に学習に取り組むアクティブ・ラーニングやディベート、そして担任教師と司書教諭・学校図書館活性化推進員のコラボレーションによる探求型授業やビブリオバトル等をイメージして

いますが、本市教育委員会が考えておられる授業の具体的な内容について伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 土曜授業は公開を旨とすること、さらに、公開することは事前に周知すべきであると認識しております。また、一日全て公開するいわゆる完全公開につきましては、可能な限りそうすべきと考えますが、さまざまな状況のあることも勘案し、そうでない場合もあり得ると考えております。

土曜授業の質的向上につきましては、さきにも申し上げましたとおり、各学校の特色ある教育活動や学力向上の工夫が明確に伝わるような授業をつくっていくことと考えております。また、御指摘の言語活動を充実させた授業や専門家を招いた授業につきましては、土曜授業に限らず充実させていきたいところであり、そのような授業を土曜授業においても実施することは、各学校の教育活動の工夫が伝わるものとして、意味のあるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号4、稲城第三小学校の校舎大規模改修と増築について伺います。

(1)、平成27年度以降の稲城市立小中学校の建てかえ・大規模改修・増築等の計画について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成27年度以降の計画につきましては、第四次稲城市長期総合計画において、稲城第一小学校の校舎建てかえに伴う旧校舎の解体工事及び稲城第二小学校校舎の大規模改修、そして稲城第一中学校校舎と稲城第三中学校校舎の大規模改修並びに増築工事などが位置づけられております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、建てかえと大規模改修の条件やルール等について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 現在、小中学校における校舎の建てかえにつきましては、建築後45年程度を経過し、かつ耐力度調査の結果が建てかえに対する国庫補助の対象となる校舎について、増築などの機会を捉えて実施しております。また、校舎の大規模改修につきましては、建築後25年程度を経過し、かつ老朽化の著しい校舎から優先して進めてまいりました。今後、建てかえにつきましては、稲城市市有建築物維持・保全計画をもとに、建築後65年をめどに検討してまいります。また、大規模改修工事につきましては、建てかえのめどを65年としていることから、各学校の劣化状況を踏まえた上で、優先度等に応じ、予防保全の視点に立って、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、稲城第三小学校の校舎大規模改修が第四次長期総合計画に位置づけられていないことについて伺います。①、その理由を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城第三小学校の校舎は、昭和44年度、昭和48年度、昭和49年度と3期に分けて建設されておりますが、本校舎につきましては、平成2年度から平成3年度にかけて大規模改修工事を実施し、さらに平成9年度には耐震補強工事を実施しております。稲城第三小学校の校舎大規模改修が第四次稲城市長期総合計画に位置づけられていない理由としましては、策定時点における校舎の状態から、大規模改修を要する状況ではないと判断したものでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成2年度から平成3年度にかけて大規模改修工事を実施したということですが、私は、老朽化して雨漏りやひどく傷んでいた箇所などを改修した部分改修工事をしただけであったと認識しています。具体的な工事内容について伺います。

また、大規模改修というのは、稲城第七小学校で実施したように、予防保全の視点で全面改修する工事であると考えますが、平成2年度から平成3年度にかけて実施された大規模改修工事は、稲城第七小学校と同様の全面改修工事であったのでしょうか、伺います。そして、第四次長期総合計画策定時点で、大規模改修する状況ではないと判断したとの御答弁でしたが、その根拠を科学的に説明してください。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成2年度及び平成3年度の大規模改修工事においては、内壁及び外壁の全面塗装更新、天井の撤去・新設などの建築工事を初め、給排水設備などの機械設備・電気工事などを実施しており、おおむね稲城第七小学校と同等の工事内容であったと認識しております。なお、大規模改修の要否につきましては、他の市有建築物と同様に、目視による状態確認とともに、これまで実施した大規模改修等の状況を踏まえ判断したものでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御存じのとおり、稲城第三小学校の東校舎と中央校舎の床の高さが違って、段差が生じています。そして、現在もその状態は続いています。地盤沈下によるものと思われませんが、平成2年度～3年度の大規模改修時になぜ沈下修正の工事を行わなかったのでしょうか。大規模改修時に放置した結果、地盤沈下により校舎のつなぎ目に亀裂が生じて雨漏りがするようになりましたので、平成18年度に予算要望して改修工事をしていただきました。また、東校舎の昇降口の扉が昭和40年代の建設当時のものでしたので、鍵が壊れたことにより生じた穴に内側から大きなくぎを差し込んで施錠していました。外側から扉を強く揺らすと、くぎが抜け落ちて、誰でも自由に校舎内に侵入できる状態でしたので、平成17年度に予算要望して扉を交換していただきました。

以上のことから、平成2年度～3年度に行った稲城第三小学校の改修工事は、第七小学校の大規模改修とは比較にならないほど小規模改修工事であったと言わざるを得ません。つまり、私と市教育委員会の認識には大きな開きがあるということです。また、大規模改修の判断が目視であることから、市有建築物の大規模改修に格差が生じているという印象を持ちました。

次の質問に移ります。②、稲城第三小学校の校舎の劣化状況について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 稲城第三小学校の校舎の劣化状況につきましては、内外壁の一部にひび割れや剥がれ、浮きなどが生じているほか、建物の一部に塗装の剥がれなどが生じております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私が存じ上げている稲城第三小学校の劣化は、御答弁程度の状況ではございません。一例を挙げれば、内外壁の剥がれ落ちの頻発、内外壁に多くの亀裂、多数の教室等の出入り口の扉が昭和40年代の建設当時のまま使用されているため開閉が困難になっていること、廊下と教室の境目の壁や天井の数カ所に穴があいていること、階段等の床材が多数剥がれていること、教室等の床板のすき間が広く開いている箇所が散見されること、給食配膳室の設備については、屋外のような場所にあるために不衛生である上に、横殴りの雨のときにはかなりひどい雨漏りがしますし、すき間風が入るシャッターと、何度か落下した給食用エレベーターの老朽化などの劣化状況を確認しています。

以上のことを総合しますと、私は、今年度大規模改修される第一小学校の旧校舎と老朽化ぐあいが同程度であると考えざるを得ません。以上のような劣化状況は御存じでしょうか、伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市では、市内小中学校の修繕等の希望につきましては、毎年度、聞き取り調査を行っているところでございます。稲城第三小学校においても、同様に聞き取り調査により状況の把握に努めております。なお、緊急的な修繕等を要する場合、部分補修などにより対応しておりますので、今後も継続してまいります。また、給食用エレベーターにつきましては、綿密な点検や必要に応じた修繕により、現在、安定稼働しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、早急に校舎大規模改修を計画するべきだと考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 校舎の大規模改修につきましては、稲城市市有建築物維持・保全計画をもとに、各施設の劣化状況を踏まえた上で、優先度等に応じ、今後検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） これまでの質疑で施設の劣化状況は明らかですので、直ちに校舎の大規模改修を計画するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） さきにお答えしましたとおり、校舎の大規模改修につきましては、市内各施設の劣化状況を踏まえた上で、優先度などに応じ、今後、長期総合計画において検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、稲城第三小学校の校舎増築について。①、稲城第三小学校の学区内における平成27年度以降の児童数の推計について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城第三小学校の学区域における平成27年度以降の児童数の推計でございますが、平成27年度421人、平成28年度455人、平成29年度450人、平成30年度477人、平成31年度489人と推計しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成27年4月に南山小学校区と稲城第六小学校区に変更される地区を除いた稲城第三小学校の学区域の児童数の推計でしたので、今後の稲城第三小学校の最小規模の児童数の推計であると理解しました。そこで、平成27年4月に学区が変更されても、南山小学校と稲城第六小学校に児童が一人も転校しないことを前提とした児童数の推計について伺います。つまり、今後の稲城第三小学校の最大規模の児童数の推計ということであります。また、より正確な今後の稲城第三小学校の児童数を把握する観点から、平成27年4月に稲城第三小学校から南山小学校と稲城第六小学校に転校を希望する児童の意向調査について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 在校生が全て稲城第三小学校に残った場合の推計でございますが、平成27年度541人、平成28年度560人、平成29年度533人、平成30年度544人、平成31年度541人となっております。この推計は、新1年生が指定校に移行することを前提といたしております。また、意向調査でございますが、稲城第三小学校学区から（仮称）南山小学校学区に変更になった児童について、具体的な入学準備を進めるため、9月10日を回答期限とし、実施しております。稲城第六小学校学区になった児童については、意向調査は実施しておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、対象児童の増加や障害の特性、児童の相性等に配慮することにより、特別支援学級が不足して、集会室を使用せざるを得ない状況が生じていますので、教室やプレイルームを増設する必要があると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城第三小学校の特別支援学級には、現在25人の児童が固定学級に在籍しており、普通教室を2分割した教室4室とプレイルームの一部を利用して、きめ細やかな指導を行っております。なお、集会室は、複数の学級を合同で指導する場合に使用しているものでございます。また、児童数にも大きな変化が見込まれていないことから、現時点では特別支援学級に限定した教室やプレイルームの増設は考えていないところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 児童数に大きな変化が見込まれないという御答弁でございました。しかしながら、福祉部障害福祉課や発達支援センター、教育センター等の活動により、今後、保護者の障害への認知が進むことが想定されますので、現在は普通学級に通学している障害児が稲城第三小学校の特別支援学級に入級することになり、児童数が大きく増加すると思えます。御所見を伺います。

また、特別支援教育において、障害の特性や児童の相性等に配慮することは不可欠であり、特別支援教育の視点では、小規模の教室や個室が必要でありますので、増設

するべきであると考えます。障害児に対する適切な特別支援教育の視点から、市の見解を求めます。

○ 教育部長（加藤 明君） 市では、これまで特別支援学級につきましては、児童数の増加に対応するため、設置校増による適正規模の確保や、指導方法の均一化などの充実に取り組んでまいりました。現在は児童数の急激な変化は見込んでおりませんが、引き続き児童数の動向把握に努めてまいります。また、特別支援教育におきましては、東京都の学級編制基準に比べてゆとりを持たせた指導を行っていることから、現状の校舎で対応が可能であると考えているところでございます。ただし、児童数の動向把握において、さらに教室等が必要になった場合には、対応方法について検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、現在は知的障害児と情緒障害児が同じ教室で授業を受けていますが、別の教室で別のカリキュラムで授業を行うべきであると考えます。教室を増設して、固定型の情緒障害学級を新設する必要があると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 特別支援教育は、児童の障害の種類や程度に応じて、最もふさわしい指導及び支援を行うことが大切であると認識しております。現在、稲城第三小学校の特別支援学級では、25名の児童が在籍しており、教員5名、講師1名、介助員6名で、学年ごとのグループとし、児童一人一人に個別に対応しております。御質問の情緒障害学級の新設につきましては、インクルーシブ教育の推進等の対応もあることから、現在は考えていないところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 情緒障害児が通学する特別支援学級として、通級指導学級はありますが、固定型の学級はありませんので、早急に設置するべきであると考えます。ただし、その議論は後日にいたしまして、インクルーシブ教育を推進するので、情緒障害学級の新設を考えていないという御答弁でございましたが、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学ぶことができるインクルーシブ教育を実施するためには、児童の障害の種類や程度などに応じた教室やスペースが多数必要になりますので、各種教室の増設が必要になると考えます。インクルーシブ教育のあり方の視点から、教育指導担当部長に市の見解を伺います。

○ 教育指導担当部長（杉本真紀子君） 現在の稲城第三小学校の固定の特別支援学級にはさまざまな障害の状況の児童が在籍しておりますが、学校では児童の一人一人に対し、個別指導計画に基づく個のニーズに応じた指導を行っております。今後インクルーシブの視点を持った指導を展開するには、本校の特別支援学級におけるこれまでの個に応じた指導の実績を生かしつつ、可能な範囲において、さまざまな障害のある児童が通常学級の児童も含め、ともに学び、ともに生活する状態をつくることが大切です。そのためには、障害の種別ごとに教室を設置することよりも、個々の障害に

柔軟に対応できる支援体制を準備することが必要と考えているところでございます。また、そのような特別支援教育推進には、教員研修の充実、適切な環境整備の研究、就学相談のあり方の検討等、適切な指導と必要な支援の構築が必要であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今の御答弁を伺いまして、支援体制を整えた後に、個々の障害に柔軟に対応するための教室やスペースの増設が必要になると、なおさらその思いを強くいたしました。

④、以上を踏まえた上で、校舎増築について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城第三小学校につきましては、これまで標準学級数の維持に努めてまいりました。今後の児童数推計から判断すると、学校規模に応じた児童数で推移することが予測されることから、現在のところ、校舎増築の予定はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市教育委員会が報告される児童数の推計にはいつも特別支援学級の児童数が入っていませんので、比較するためにやむを得ず特別支援学級の児童数を除いた児童数で申し上げますと、私は平成31年度以降には今年4月1日現在の549名程度まで児童数が回復すると考えています。また、情緒障害児のための校内通級指導教室や、児童の障害の種類や程度に応じた適切な教育を行うための教室やスペース等の増設が必要であると考えていますので、校舎増築を検討するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 先ほど御答弁させていただきましたとおり、現在、市で把握しております児童数推計から判断すると、学校規模に応じた児童数で推移することが予測されます。なお、特別支援教育につきましては、東京都がモデル事業として特別支援教室を実施していることから、その結果などを踏まえるとともに、児童数の推移や地域の開発状況などを細かく見ながら、今後総合的に判断してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号5、小中学校給食における牛乳の取り扱いの見直しについて伺います。

地場産コシヒカリの振興のため、完全米飯給食の新潟県三条市は、本年12月から来年3月まで、全小中学校30校で試験的に牛乳の提供を見合わせることを決めました。三条市教育委員会は、よりよい食習慣を学べるよう考えたいとしています。また、京都市は、「和食；日本人の伝統的な食文化」が国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録されたことにより、本年4月から、牛乳の取り扱いも含めて、学校給食の見直しの検討を始めました。京都市教育委員会は、今年度中に決めたいとしています。

小中学校給食で牛乳を飲むことが当然のようになっていますが、御飯には合わない



とか、体質に合わないなどの理由から、和食には緑茶や麦茶にすることや、牛乳以外の飲み物を取り扱うことなど、私はさまざまな要望を受けています。

(1)、小中学校の給食における牛乳の提供に関する児童・生徒や保護者等、市民の要望について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 小中学校の給食における牛乳の提供に関しましては、各校のPTA主催の給食試食会などの際に御意見をいただいているところでございます。過去の試食会の中では、献立と牛乳の組み合わせについての御意見をいただいたこともございましたが、今年度の給食試食会では、コーヒー牛乳・イチゴ牛乳の提供について御意見をいただいております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 過去の給食試食会では、献立と牛乳の組み合わせについて意見があったということですが、その内容について詳細に御説明ください。

また、PTA主催の給食試食会以外では、小中学校の給食における牛乳の提供に関して、児童・生徒や保護者等、市民の要望を調査していないということでしょうか、伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 過去の給食試食会での献立と牛乳の組み合わせについての御意見でございますが、パンと牛乳の組み合わせはよいが、御飯と牛乳は合わないのではないか、牛乳のかわりに100%ジュースをたまには出せないか、夏の暑い時期に牛乳以外の飲み物が出せないかというものでございます。

給食試食会以外の牛乳提供に関する御意見を伺う機会でございますが、小中学校の給食主任会や調理場の栄養士が給食時に小中学校を訪問し、児童・生徒の声を直接聞いているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、食育の視点も含めて、本市の小中学校給食における牛乳と牛乳以外の飲料の取り扱い等について、児童・生徒や保護者へのアンケートを行うべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城市の学校給食は、学校給食法施行規則に定められる完全給食を昭和46年から開始しており、パンまたは米飯、ミルク及びおかずで献立を提供しております。また、献立作成に際しましては、牛乳も含め、栄養バランスに配慮しているところでございますので、今後も小中学校の給食主任会などから意見を伺ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今後、小中学校の給食主任会などから意見を伺うとの御答弁でしたが、「など」の内容について具体的に伺います。

また、米飯が主食の場合でも余り相性がよくないと思われる牛乳が必ず出るのは、昭和29年施行の学校給食法施行規則により、「完全給食とは、給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずである給食をいう」と必ずミルクを出すように規定されている

からであることや、昭和39年の学校給食用牛乳供給事業の実施についてという文部事務次官・農林事務次官通達があったからであることは存じ上げておりますが、児童・生徒や保護者にアンケートをして給食に対する意見・要望等を調査することは、本市教育委員会の姿勢として必要であると考えます。再度御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 小中学校の給食主任会などの内容でございますが、PTA主催の給食試食会、調理場の栄養士による給食時の学校訪問でございます。アンケートの調査についてでございますが、学校給食での牛乳は、家庭で不足しがちなカルシウムを補うという重要な役割がございます。また、栄養価が高く、体内吸収率もよく、特に1日に必要なカルシウムを効率よく摂取するために必要と考えております。そして、そのかわりになる食材は見当たりません。ただいま申し上げましたことから、御飯と牛乳の組み合わせにつきましては、さまざまな議論があるわけでございますが、稲城市としては、現在のところアンケートは考えておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、和食時は緑茶や麦茶にすることや、牛乳以外の飲み物を児童・生徒や保護者の希望により選択することができるように変更することなど、見直しを検討するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 牛乳以外の飲み物の選択制につきましては、さきの御質問でもお答えしましたとおり、給食の献立は、牛乳も含め、多様な食品の組み合わせや栄養バランスがとれるように工夫し、おいしく食べられるようにすることを主眼に作成しております。牛乳は、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進、体位の向上に大きな役割を果たしていると理解しておりますので、これまでどおり提供してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁の趣旨は理解しますが、牛乳を飲むことができない子供たちや体質に合わない子供たちにとっては、給食の時間が苦痛になっていきますし、食育の視点から給食を見直すことも必要であると考えますので、児童・生徒や保護者へのアンケートによる実態調査を実施した上で、和食時は緑茶や麦茶にすることや、牛乳以外の飲み物を希望により選択することができるように変更すること等、見直しを検討するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） さきの御質問でもお答えしましたとおり、牛乳は、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進、体位の向上に大きな役割を果たしていると理解しており、そのかわりになる食材は見当たらないことから、これまでどおり提供してまいりたいと考えております。なお、アレルギー等の健康上摂取が不可能な児童・生徒に対しては、学校生活管理指導表や医師からの診断書により個別に対応しておりますが、アンケートにつきましては今後の研究課題とさせていただきます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号6、絵画や書などの常設展示会場の新設について伺います。本市においては、ニュータウンを中心にスポーツ施設が充実していますが、絵画や書などの常設展示を目的とした施設のない状態が続いています。第四次長期総合計画には、文化・芸術活動の支援施策として、発表の場の充実を掲げていますが、絵画や書の本格的な発表の場に関する具体的な計画は見えてきません。本市には著名な絵画家や書画家が多数住んでおられますので、絵画や書を常設展示する会場を設置して、第四次長期総合計画に掲げている「人と文化を育むふれあいのあるまちづくり」を推進するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城市では、城山体験学習館の展示場や市役所1階のロビーの一角に展示スペースを設けることで、市民の方々が一定期間展示できる場所を設けております。また、「Iのまちいなぎ市民祭」における稲城市民文化祭・芸術祭会場では、市民の一般の方々の作品はもちろんのこと、芸術家の方々の作品も展示しており、毎年たくさんの方々においでいただき、さまざまな芸術作品を堪能していただいていると認識しております。絵画や書などの常設展示場につきましては、一定の期間、スペースを確保するだけでなく、著名な画家の作品となれば、照明、気温・湿度管理や人員配置が必要になることなどから、現在のところ、施設面を含め、困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、文化・芸術活動活性化の一環として、絵画や書などの常設展示会場の新設を求めています。本市の直営を求めているわけではございません。例えば、稲城長沼駅や南多摩駅の高架下において、絵画や書などの常設展示会場を有料で運営するように、JRに働きかけることを検討することはできないでしょうか。再度御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 展示場につきましては、稲城市立iプラザの生涯学習・コミュニティエリアにギャラリーがあり、絵画などの作品展示に御使用いただける有料の貸出施設となっております。御提案の稲城長沼駅や南多摩駅の高架下への新設につきましては、貴重な御意見と思われまますので、今後は稲城市の芸術・文化の振興にどのような工夫ができるのか、研究課題としてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号7、野焼き対策の強化について伺います。議員になって以来、繰り返し野焼きに対する苦情をいただいておりますので、平成24年第3回定例会において野焼き対策を訴えました。

(1)、野焼きの被害や苦情の状況について伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 環境課に寄せられる野焼きに対する苦情につきましては、主に煙によるにおいが家の中に入ってくることや、洗濯物につくとといったことがございます。野焼きに対する苦情や相談につきましては、平成24年度は21件、平成25年度は11件となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 野焼きの苦情や相談のうち、農家の野焼きの件数を伺います。

また、過去2年間では件数が減っていることから、野焼きが減っているように見えますが、私が受けている苦情をもとに判断しますと、本市職員が出勤されていない夜間や、土日祝日の野焼きはふえているように思います。市の認識を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 農家の方の野焼きの受付件数でございますが、平成24年度は11件、平成25年度が5件でございます。また、環境課における土日祝日の野焼きの受付件数につきましては、平成24年度がゼロ件、平成25年度が1件、夜間では平成24年度、25年度ともにゼロ件でございます。さらに、稲城市消防本部でも、火災予防対策として受け付けることもございまして、土日祝日が平成24年度は4件、平成25年度がゼロ件、夜間は平成24年度、25年度ともにゼロ件でございます。一方、土日に野焼きが行われた可能性がある休み明けの月曜日に環境課において受け付けをした件数を確認したところ、平成24年度に5件、平成25年度に2件発生しております。これは土日祝日や夜間に野焼きをしていることも考えられますので、若干ではありますが、一定の受け付けをしているものと認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 野焼きに関する苦情や相談のうち、約半数が農家の野焼きに関するものであったという御答弁でございました。

(2)、千葉県野田市の「野焼きは犯罪行為です」の広報について、市の認識を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 稲城市におきましては、市民の皆さんに向けて、野田市と同様に、野焼きが違法行為であることについて、市の広報やホームページによる周知啓発を行っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 野焼きが違法行為であることの周知や啓発を行っていただけることは存じ上げておりますが、野田市では「野焼きは犯罪行為です」とかなりショッキングな表現にされているところが秀逸であると思います。本市においても同様に「野焼きは犯罪行為です」とセンセーショナルに周知啓発するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 野田市環境保全課に確認しましたところ、野焼きが法律で禁止されていることについて、市民への周知啓発を目的とし、「野焼きは犯罪です」との表現を使用しており、特別厳しく取り締まることを意識した表現ではないと伺っております。しかしながら、野田市の野焼きの苦情件数が平成25年度は49件と伺っており、稲城市の約4倍に当たる件数であり、また野田市内では、民間産廃業者により、その周辺で煙や臭気に対する苦情が相次ぎ、大気汚染が問題化されており、そのようなことがインパクトのある広報の表現になっているのではないかと推察しております。今後、稲城市においては、市の広報への掲載回数をふやし、周知の方法の

工夫を図ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、野焼き対策を強化するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 市での対応につきましては、市民から野焼きの通報があれば、職員が現地に急行し、誰が何を燃やしているのかの現状確認に努めているところでございます。その際に、廃棄物の野焼きは法律及び都条例により禁止されておりますが、伝統的行事・学校教育などの活動上必要な焼却や、農業などを営むためにやむを得ない焼却など、例外として認められている事例もある旨を、苦情や相談を受けた際に説明させていただいております。その上で、状況に応じて苦情者に理解していただく場合や、被苦情者には、中止や指導、周辺住民への配慮などを東京都環境局のリーフレットを用いてお願いしているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 野焼きの通報を受けて、現地に職員が急行されて対応されていることを存じ上げておりますが、職員が駆けつけることが不可能な夜間や土日祝日等の野焼きには対応することができませんので、野焼きを行う人たちへの意識改革を行うための取り組みが必要であると考えます。御所見を伺います。

また、伝統行事や学校教育上必要な焼却行為については、事前に広報されていますので、農家などを営むために必要な焼却行為についても事前に広報するべきであると考えます。事前にわかれば、煙によるおいが部屋に入ってくることや、洗濯物ににおいがつくことを防ぐことができますので、犯罪ではない例外的な野焼き行為については、「あす野焼きします」との表記を掲げるなどの事前の広報を義務づけるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 野焼きを行う人たちへの意識改革につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、市の広報への掲載回数をふやし、より市民の皆さんにわかりやすい表現を使って、市の広報やホームページによる周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、野焼きをする事前に表記を掲げることににつきましては、周辺住民への配慮として一定の効果があると認識はしておりますが、農業などを営む方にとっては、旗を掲げれば野焼きができると、一方で野焼きを助長してしまう側面があるとの考え方もあると伺っております。原則として野焼きは禁止としていることもあり、今後とも広報などで周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今聞いて、いろいろな考え方があると思いましたが。私は表記を掲げるのはいいと思っていたのですが、確かに野焼きの助長につながるおそれもあると感じました。野焼きは違法行為であり、犯罪行為であります。ただし、野焼きの中でも、法律及び都条例に、農業を営むためにやむを得ないとして行われる剪定枝等の焼却は例外として認められていることを存じ上げておりますが、野焼きを

せずに剪定枝等をチップ化すれば、野焼きの苦情や相談の約半数を占める農家の野焼きの抑制にもつながると考えますので、農業者に対して剪定枝等のチップ化をさらに推奨すべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 市民部長（鈴木秀治君） 農業者に対する剪定枝等のチップ化の推奨につきましては、農業者を対象に農業委員会から本年2月に発行している農業だよりにおいても、剪定枝破碎車タウンビーバーの活用のPRとあわせて野焼きに対する周知を図り、チップ化の啓発も行っております。農業者が害虫駆除のための野焼きを行うことは例外として認められておりますが、引き続き市では野焼き対策やチップ化に対する啓発に努めてまいります。